

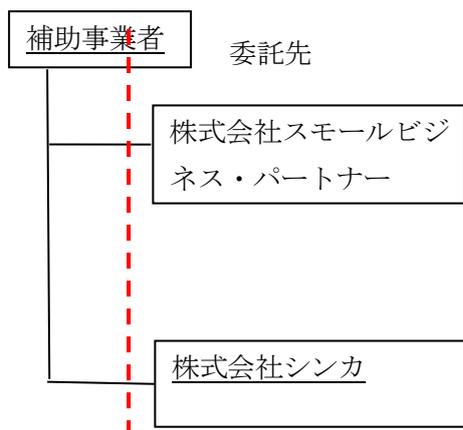
2023年10月11日

「小規模事業者持続的発展支援事業費補助金（共同・協業販路開拓支援補助金事業）」
に係る事務局の実施体制について

「小規模事業者持続的発展支援事業費補助金（共同・協業販路開拓支援補助金事業）」について、令和5年6月15日に全国商工会連合会に交付決定を行った。令和5年10月11日における実施体制は以下のとおり。

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
株式会社スモールビジネス・パートナー	委託先	東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル9階	118,179,958円	事務センター
株式会社シンカ	委託先	東京都大田区山王1-39-1	34,132,560円	分析調査事務局



委託・外注費率（委託・外注費（注）の契約金額の総額÷事務局業務（経費）における5. 補助金交付申請額の総額×100により算出した率。）

45.4%

（注）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「II 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、「III 委託・外注費」に計上される総額経費

※「II 事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

（注）委託・外注費の契約金額は、5. 補助金交付申請額における金額に合わせること。

（税込み100万円未満の取引も算入する。）

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。
- ・ 本事業における委託・外注費率